

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

教育支援課

1 概要

平成29年第5回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成29年9月7日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」案は、沖縄県立高等学校の授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、修業年限の最終の学年の3月分の授業料について、その納付期限を改める議案

【改正案の内容】

- ①修業年限の最終の学年の3月分の授業料の納付期限を3月10日から2月10日に改める。
- ②その他所要の改正を行う。
- ③平成30年4月1日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校の授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、修業年限の最終の学年の3月分の授業料について、その納付期限を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。